

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和38年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月5日から同年9月1日まで

私は、「ねんきん特別便」により、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、株式会社Aでの資格取得日が昭和38年9月1日となっていた。

私は、株式会社Aの新規出店のため、株式会社Bから出向したものであり、昭和38年9月1日までの間が厚生年金保険に未加入とされていることに、納得がいかない。

私は、昭和34年7月10日から平成12年2月28日までの間、株式会社Bをはじめグループの関連会社に継続勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が株式会社B及びグループ会社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立期間当時は、申立人から提出のあった社内報（昭和38年3月号）の人事異動を伝える記事から、申立人は株式会社BのC店（以下「C店」という。）から株式会社AのD店（以下「D店」という。）へ異動したことが確認できる。

また、同社内報にも掲載され、D店に異動したとする同僚の主任は、「申立人はD店の出店準備の責任者として昭和38年3月の初めには異動している。」と証言しており、C店で申立人の直属の部下であり、同年3月中旬ごろD店に異動した者は、「私の上司であった申立人が私より遅く異動したとは考えられ

ない。」と証言していること等から、申立人は、申立期間において株式会社Aで勤務していたと推認できる。

さらに、社内報にグループ各社からD店への異動者として掲載されている申立人を除く12人の厚生年金保険被保険者記録は全員継続していることが確認できる。

加えて、事業主及び申立期間当時の店長は既に亡くなっており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて聴取することはできないが、申立期間当時の株式会社Aにおける事務担当者及びその部下は、「申立人は、主任として勤務しており、ポスト的に考えても厚生年金保険を適用しないとは考えられないし、厚生年金保険料は控除していたと思う。」と証言していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該社内報に掲載された13人のうち申立人及び店長を除く11人は異動とともに、昇給していることが健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得時の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aをはじめ関連会社については既に適用事業所ではなくなっており、それを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年9月まで

私は、商売人に嫁いでから、保険、税金、年金の納付義務を果たす大切さや必要性を教えられ、実行してきて毎月納付している事実があるのに、3か月分だけが未納であるとは、どう考えても納付ができない。

申立期間について、自分は国民年金保険料の納付に関与していないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとする家業の事務員の氏名を「A」と記憶しているが、家業を法人化し、昭和46年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となったB株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票に該当者は見当たらない。

さらに、申立人は当時、国民年金保険料を出入りしていた銀行員を介して納付していたようだと述べているが、C市が保管する収滞納一覧表から国民年金推進員による集金であったことが確認できる上、同市は当時の国民年金推進員に関する詳細については不明としており、具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時に同居していたとする申立人の元夫、義父及び義母についても申立期間と同一時期の国民年金保険料が未納となっているほか、申立期間直後の昭和45年10月から同年12月までについては、納付期限を過

ぎてから納付している状況を確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 19 日まで

私は、社会保険事務所に有限会社Aにおいて厚生年金保険に加入していた期間を照会したところ、昭和 44 年 1 月 4 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 45 年 4 月 19 日から同年 6 月 29 日までの期間が加入期間であるとの回答を得た。

昭和 44 年 1 月 4 日に有限会社Aへ入社し、45 年 6 月 28 日に退社するまで途中で辞めた覚えは無く、申立期間も引き続き厚生年金保険に加入していたはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言から、申立人は昭和 44 年 1 月 4 日から 45 年 6 月 28 日まで有限会社Aに勤務していたと推認できる。

しかし、申立人は、申立期間における給与額、給与支払日、健康保険料及び厚生年金保険料控除額についての記憶が無いとしている上、「一時、歩合給の仕事に従事していたが、その期間等についての記憶はあいまいである。」と述べている。

また、申立期間当時の事業主は、申立人について「一度退職した後、再就職をした人ではないか。」としている上、「申立期間当時には、固定給と歩合給の従業員が在籍しており、歩合給の従業員は社会保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年7月31日まで

私は、夫のねんきん特別便が来たので、A株式会社における厚生年金保険の加入期間を照会したが、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

夫は死亡しており詳細は不明であるが、昭和25年3月1日から27年7月31日までの期間、同事業所に勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した事業所に保管されている履歴書によると、昭和25年から27年7月までの期間について、A株式会社に勤務した旨の記載があることから、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A株式会社における当時の事業主、同僚等は申立人について明確に記憶しておらず、申立人の妻が記憶している同僚の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況等について証言を得ることができない。

また、高等学校卒業直後の昭和25年3月1日にA株式会社に入社したと申し立てているが、申立期間当時、同社に勤務していた同僚は、「見習のようなことで入社する者もいた。」と証言していることから、当該事業所は、申立期間当時、すべての従業員について入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人が初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、申立期間後に勤務したB株式会社における昭和 27 年 9 月 23 日であることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から5年3月まで

夫が亡くなった後、夫のねんきん特別便が届いたが、生前夫が残していたメモにあるA株式会社の協力会社のB株式会社における厚生年金保険の加入記録が無かった。

夫は、平成2年9月に職業安定所でB株式会社を紹介されて就職した。勤務先はC株式会社の敷地内にあり、夫に用事があり同社を訪ねたことがある。

B株式会社に問い合わせたところ、同株式会社に夫の履歴書が保管されていることが分かった。しかし、同社によると、実際に勤めていたのは同社の下請けのC社ではないかとのことであった。

当時給料から控除された保険料の額について夫婦で話したことを記憶しており、申立期間について調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していたと申し立てているが、同社において申立期間と同時期に勤務していたと考えられる同僚の中に申立人を記憶している者はおらず、B株式会社の現在の事業主は、「先代社長(申立期間当時の事業主)は、従業員の採用を決めると、いつから入社するかを履歴書にメモしていた。」と証言しているところ、B株式会社に保管されている申立人の履歴書に同社への採用日を示す記載は見当たらない。

また、C社の申立期間当時の事業主は、「当時雇っていた者の名前は覚え

ているが、申立人を雇った記憶は無い。」と証言している上、B株式会社及びC社に係る社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は株式会社D在職中である平成2年8月まで加給年金額を除く年金額の5割及び加給年金額が支給停止となっている一方、同月に同社を退職後は加給年金額以外は支給されていることから、申立人は申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 31 日から 45 年 5 月 2 日まで
② 昭和 45 年 5 月 2 日から 54 年 3 月 5 日まで
③ 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 8 月 5 日まで
④ 昭和 57 年 8 月ごろから同年 12 月ごろまで

申立期間①及び②について、私は昭和 41 年 6 月に株式会社Aに就職し、同社は途中で有限会社Bに社名変更したが、在職中はずっと会社の寮に住んでおり、54 年 3 月ごろまで 10 年以上勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間が 28 か月しかないことは納得できない。

昭和 50 年ごろ、有限会社Bの寮にいる時に「霧の摩周湖」のレコードを購入したことを覚えている。

申立期間③及び④について、関東からC市へ戻ってきたのは昭和 57 年ごろで、D株式会社及びE社には自宅から通勤していた。

D株式会社及びE社に勤務したのは昭和 57 年であるはずなのに、厚生年金保険の記録がある時期と 10 年くらい異なっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 5 月 2 日まで株式会社Aに勤務していたと申し立てているが、同社は 42 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49 年 12 月 3 日に解散している上、社会保険庁のオンライン記録により、43 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 25 日までは、有限会社Bにおいて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主が昭和 42 年 11 月 24 日に有限会社Bを設立し、同社は 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、株式会社A

から引き続き有限会社Bで勤務した者は、申立人と同様に全員が42年10月31日に株式会社Aで被保険者資格を喪失した後、43年7月1日に有限会社Bで被保険者資格を取得していることから、申立期間①について株式会社Aに引き続き勤務していたとの申立人の主張は不合理である。

申立期間②について、申立人は昭和54年3月5日まで有限会社Bに勤務していたと申し立てているが、同社は平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、事業主は既に他界しているため、当時の状況について資料及び証言を得られない上、社会保険庁のオンライン記録により、45年6月1日から同年8月5日までの期間及び50年5月1日から同年8月12日までの期間については、別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚の一人は、「有限会社Bにおいて一緒に勤務していたことは覚えているが、申立人がいつごろまで勤務していたかは覚えていない。」と述べており、申立人の退職時期を特定できない上、ほかに複数の同僚から聴取したが、申立人をはっきり記憶している者はおらず、申立人が有限会社Bで被保険者資格を喪失した昭和44年7月25日から54年3月5日までの期間について、同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間②当時の記憶している同僚として名前をあげている者は、株式会社Aで被保険者資格を喪失した後、別の会社で勤務している者及び株式会社A又は有限会社Bのいずれの事業所においても被保険者資格を取得していない者である上、申立人が昭和50年ごろにレコードを購入したとする「霧の摩周湖」は41年に発売されており、申立人の勤務時期を特定するには至らない。

加えて、社会保険事務所が保管する有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和44年7月25日に被保険者資格を喪失し、健康保険証が同年8月15日に返納されていることが確認できる。

申立期間③及び④について、申立人は、D株式会社及びE社に勤務したのは昭和57年であると申し立てているが、両事業所における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録は一致しており、まったく別の事業所がそれぞれ社会保険事務所及び公共職業安定所に誤った届出を行ったとは考え難い。

また、D株式会社の元事業主は、「昭和45年度の決算書類は残っていないが57年度の書類は残っており、その中に給与支払対象者の名簿があるが申立人の名前は無く、申立人の勤務時期は社会保険庁の記録どおりと思われる。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するD株式会社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和57年に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が有限会社Fへ提出した昭和60年8月8日付けの履歴書には、昭和54年10月からD株式会社で勤務し、56年2月からG市のH社へ勤務した旨の記載があり、申立内容と一致しないなど、申立人の勤務時期に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
年 月 生 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 30 日から 34 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に中学校卒業と同時に学校あっせんにより A 株式会社に就職したが、厚生年金保険の記録が全く無いことに納得できない。

また、株式会社 B には昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月まで就職していたのに、厚生年金保険の記録が、32 年 10 月から 33 年 1 月までしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間中に A 株式会社における厚生年金保険の被保険者資格記録のある同僚 22 人中、死亡及び連絡先が不明である者を除く 11 人に対して申立人の勤務状況等を照会したところ、全員から回答があり、その内、8 人は申立人を覚えておらず、残る 3 人も申立人が勤務していたことは記憶にあるが、その時期は不明としていることから、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

また、複数の同僚は、試用期間が 1 年から 3 年ぐらいあり、雇用後直ちに厚生年金保険に加入させてもらえなかったと供述している。

さらに、A 株式会社は、申立人に係る人事記録等の資料は不明としており、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険被保険者整理記号番

号は、連番で欠番は見当たらない。

申立期間②及び③について、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間中に株式会社Bにおける厚生年金保険の被保険者記録のある同僚 23 人中、死亡及び連絡先不明である者を除く 14 人に照会をし、11 人から回答があり、そのうち、申立期間②については、同僚の 2 人が「申立人はアルバイトで入社していた。試用期間は 6 か月ぐらいあり、雇用後直ちに厚生年金保険に加入させてはもらえなかった。」と供述している。

また、申立期間③については、回答があった 11 人の同僚のうち、6 人は申立人を知らず、2 人は申立人が勤務していたことは記憶にあるが、その時期は不明としているほか、残る 3 人は、申立人は在職していなかったと供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができなかった。

さらに、株式会社Bは、申立期間に係る人事記録等の資料は不明としており、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険被保険者整理記号番号は、連番で欠番は見当たらない上、昭和 33 年 1 月 30 日の資格喪失に際して、健康保険証を返した旨の記載があるなど、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 492 (事案 124 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

A社を退職後、公共職業安定所の紹介によりB社に勤務していたので、平成 20 年 1 月に年金記録確認の申立てをしたが、「事業主から厚生年金保険料の控除がされていたと認めることはできない」との通知を受けた。

当初の判断後、前回申し立てた時には不明であった所長及び上司の氏名が判明したので、再申立てをすることとした。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から、「厚生年金保険の適用について、セールス見習いの期間は厚生年金保険を適用せず、一定の成績を上げた者だけを正社員に登用し、厚生年金保険の適用をしていた。」との申立期間当時の厚生年金保険の適用についての具体的説明があったことなどから、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

このたび、申立人は所長及び上司の氏名が判明したのでこれらの者から聴取し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい、と主張しているが、当該申立期間当時の営業所の所長及び上司に対し、申立人に係る厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、申立期間当時の所長から「申立人の記憶は無い。申立期間当時、セールスについては試用期間があったと思う。」との証言があり、また、上司からは文書照会に対する回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について、両名からは積極的な証言を得ることができなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。